

議案第 1 2 4 号

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例の改正について

令和 8 年 9 月 1 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例の一部を改正する条例

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例（昭和 3 2 年前橋市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

（保育料の額の特例）

5 当分の間、別表第 2 注 6 に規定する 2 人目以後の児童以外の児童（以下「第 1 子」という。）であって 3 歳未満のものに係る保育料（第 7 条第 1 号に規定する保育料をいう。以下同じ。）の額は、同号の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

入所児童の属する世帯の階層区分				保育料（月額）（円）	
階層	市町村民税等による定義			3 歳未満の第 1 子（保育標準時間）	3 歳未満の第 1 子（保育短時間）
A	別表第 2 A の項に規定する被保護世帯等			0	0
B	A 階層、C 階層及び D 階層を除く市町村民税非課税世帯			0	0
C	A 階層及び B 階層を除く市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	第 1	均等割の額のための課税世帯	2, 8 0 0	2, 7 0 0
		第 2	所得割の額が 2 4, 3 0 0 円未満	3, 3 0 0	3, 2 0 0
		第 3	2 4, 3 0 0 円以上 4 8, 6 0 0 円未満	3, 5 0 0	3, 4 0 0
D	A 階層及び B 階層を除	第 1	4 8, 6 0 0 円以上 5 2, 2 0 0 円未満	4, 4 0 0	4, 3 0 0

く市町村民 税の額が次 の区分に該 当する世帯	第 2	5 2, 2 0 0 円以上 5 7, 0 0 0 円未満	5, 0 0 0	4, 9 0 0
	第 3	5 7, 0 0 0 円以上 6 4, 2 0 0 円未満	6, 0 0 0	5, 9 0 0
	第 4	6 4, 2 0 0 円以上 7 8, 6 0 0 円未満	7, 7 0 0	7, 5 0 0
	第 5	7 8, 6 0 0 円以上 9 7, 0 0 0 円未満	1 2, 0 0 0	1 1, 6 0 0
	第 6	9 7, 0 0 0 円以上 1 1 7, 0 0 0 円未満	1 8, 5 0 0	1 8, 0 0 0
	第 7	1 1 7, 0 0 0 円以上 1 4 0, 1 0 0 円未満	2 2, 4 0 0	2 1, 8 0 0
	第 8	1 4 0, 1 0 0 円以上 1 5 5, 7 0 0 円未満	2 5, 4 0 0	2 4, 8 0 0
	第 9	1 5 5, 7 0 0 円以上 1 6 9, 0 0 0 円未満	2 7, 7 0 0	2 7, 1 0 0
	第10	1 6 9, 0 0 0 円以上 2 8 8, 1 0 0 円未満	3 0, 2 0 0	2 9, 5 0 0
	第11	2 8 8, 1 0 0 円以上	3 1, 8 0 0	3 1, 1 0 0

6 当分の間、第 1 子であって別表第 2 注 7 に規定する児童の保育料に係る同表注 7 の規定の適用については、同表注 7 中「1, 8 0 0 円」とあるのは、「0 円」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の附則第 5 項及び第 6 項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる保育の実施について適用する。